

# 「奈良県障害者計画」に基づく手話の普及等に必要施策の実施状況の報告について

令和2年6月  
福祉医療部障害福祉課

## I 趣旨

- 平成29年2月議会において、奈良県手話言語条例(以下「条例」)が制定(議員提案)
- 条例第9条第4項の規定により、令和元年度における奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要施策の実施状況について、議会に報告するもの(今回が3回目の報告)

## II 計画の概要

### 1 奈良県障害者計画の目標

「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」の実現に向けて、以下のことに取り組む

- 障害のある人を中心に据えた障害者施策の推進
- 障害のある人もない人もともに生きる社会の実現

### 2 施策推進の基本的な考え方

- 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援
- ライフステージを通じた切れ目のない支援

### 3 計画の期間と位置づけ

|         | H22      | H23 | H24 | H25 | H26 | H27      | H28 | H29   | H30 | R1    | R2       | R3 | R4    | R5 | R6 |
|---------|----------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-------|-----|-------|----------|----|-------|----|----|
| 障害者計画   | 奈良県障害者計画 |     |     |     |     | 奈良県障害者計画 |     |       |     |       | 奈良県障害者計画 |    |       |    |    |
| 障害福祉計画  | 第2期      |     | 第3期 |     |     | 第4期相当    |     | 第5期相当 |     | 第5期相当 | 第6期相当    |    | 第7期相当 |    |    |
| 障害児福祉計画 |          |     |     |     |     |          |     | 第1期相当 |     | 第1期相当 | 第2期相当    |    | 第3期相当 |    |    |

計画期間は、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間とし、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定。

### 4 手話の普及等に向けた取組

- 手話の普及及び県民理解の促進
- 手話を利用しやすい環境整備

### 5 数値目標

- 「手話通訳者」について、年間7人の登録を目指す
  - ・ 令和元年度新規登録者：5人  
※平成25年度末登録者：137人 → 令和元年度末登録者：136人  
(令和元年度末目標：179人)
- 「あいさポーター養成人数」について、3年ごとに10,000人の受講を目指す
  - ・ 平成29年度～令和元年度(3年間)：7,689人受講  
※平成25年度末受講人数：2,951人 → 令和元年度末受講人数：23,937人  
(令和元年度末目標：23,500人)

## III 施策の実施状況(令和元年度)

### 1 手話の普及及び県民理解の促進

- まほろば「あいサポート運動」の推進
  - ・ あいサポーター研修の中で、平成30年度に作成した、奈良県版障害理解促進DVD(うち1枚は『奈良県手話言語DVD』)を活用し、挨拶等の手話講座を実施(2,200人受講)。
  - ・ 手話を繰り返し自主学习できるように、『奈良県手話言語DVD』の動画を県障害福祉課のホームページへ掲載。



### 2 手話を利用しやすい環境整備

#### (1) 手話を学ぶ機会の確保

- **新** 県職員向け手話講習会の実施
  - ・ 手話言語条例の趣旨、聴覚障害のある人への対応や簡単な手話を学ぶ
  - ・ 1回開催(15人受講)  
※残り3回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止(以下同様)
- 県民向け手話講習会の実施
  - ・ **新** 聴覚障害のある人への対応や簡単な手話を学ぶ 2回開催予定 ※中止
  - ・ 手話で絵本の読み聞かせ・交流 2回開催(40人受講)
- 専門職向け手話講習会の実施
  - ・ 聴覚障害のある人への対応や簡単な手話のほか、職務上必要な手話を学ぶ
  - ・ 福祉職員向け 2回開催(37人受講)、警察職員向け 4回開催(56人受講)  
消防職員向け 2回開催(28人受講) ※残り2回は中止  
医療職員向け 2回開催予定 ※中止
- 中途失聴・難聴者手話講習会の実施
  - ・ 簡単な手話や日常会話を学ぶ(全12日間、22人受講) ※10～12回は中止
- 手話ハンドブック(平成29年度作成)の配付
  - ・ 県職員向け等の手話講習会、あいサポーター研修受講者や県新規採用職員などに配付

#### (2) 手話を用いた情報発信

- 手話通訳者の派遣
  - ・ 県主催のイベントや会議、県立学校行事等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人への情報保障を行う(766件、計1,321人派遣)

#### (3) 手話通訳者等の確保、養成等

- 登録手話通訳者研修会の実施(全4日間※うち1回は中止、のべ238人受講)
- 手話通訳者養成講座の実施(2コース(各コース2年間で全46日間)、計30人受講) 他

#### (4) 学校における手話の普及

- 聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会の実施
  - ・ 0～2歳児の保護者向け(0・1歳児保護者各10回・2歳児保護者20回、計20人)
  - ・ 3～5歳児の保護者向け(全8日間、12人)

## IV 施策の実施状況の公表

- 上記、施策の実施状況については、障害福祉課ホームページで7月公表予定